

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 27 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2016

課題番号：23710322

研究課題名(和文) アメリカ占領下の日本における「女性解放」政策と性・生殖のコントロール

研究課題名(英文) "Women's Emancipation Policy" and the Reproductive Control in the U.S. Occupation of Japan

研究代表者

豊田 真穂 (Toyoda, Maho)

早稲田大学・文学大学院・教授

研究者番号：20434821

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、性や生殖のコントロールに焦点をあてることで、アメリカ占領下の日本における「女性解放」政策の歴史的意義を再評価することであった。その際、占領期を日米の家族観やジェンダー観がせめぎ合う場としてとらえ、優生運動や社会政策の結びつきを考察した。その結果、占領下日本で拡大・強化された優生思想は、「不適者」を排した家族を形成することを求めたアメリカの優生学運動の影響があったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study aims to reevaluate the historical significance of the so-called "women's emancipation policy" during the U.S. occupation of Japan after the World War II, focusing on the reproductive control. By viewing the occupation as a stage where the American and Japanese ideologies of gender and family met and sometimes clashed, this study shows that the eugenic ideology and the laws and legal systems which support it were established and strengthened during the occupation under the influence of American eugenics movement which eliminate "unfit" individuals from the family image.

研究分野：ジェンダー

キーワード：アメリカの日本占領 性/生殖の管理 女性解放 バースコントロール 優生思想 人口政策 リプロダクティブ・ライツ ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

アメリカの日本占領(1945-52年)は、アメリカが他国に軍事介入をした「成功例」として位置づけられてきた。その象徴的な例に、日本女性の「解放」がある。そして、これまで日米の研究者がこの「女性解放」の物語を補強してきた。例えば、ハーヴァード大学のスーザン・ファー(Pharr 1978)は、占領軍女性スタッフと日本女性との間に形成された「女性政策同盟」が「進歩的な」改革を推進したと論じた。日本における研究でも、牟田和恵(2002)は日米の女性たちが協力関係を結び、占領改革が女性たちにとって「福音」となったとし、同様に上村千賀子(2007)は「女性政策推進ネットワーク」が戦後の女性の地位向上に貢献したとしている。

しかし、こうした占領下の「女性解放」政策に対する高い評価は、米山リサ(2003)やミレ・コイカリ(2009)が指摘するように、以下のような多くの問題を下支えしてしまう。

(1)「アメリカ占領軍による日本女性の解放」という言説は、第二次世界大戦後の世界におけるアメリカの覇権を正当化する可能性がある。その端的な例が、イラク「解放」言説に利用された「モデル」としての日本占領といえよう。

(2)「女性解放」の物語は、アメリカによって「救済」の対象となる日本女性をみる占領軍スタッフのオリエンタリスティックな態度を看過している。

(3)「無力」な被害者である日本女性を救済するという物語が、日本女性も積極的に関与した戦時下のアジア諸国に対する人種主義的で帝国主義的な行為を忘却させてしまう。

以上の問題を考えれば、**占領軍を「救済者」として描くのではない、新しい理解が必要**であることは明らかである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカ占領下の日本における「女性解放」政策の歴史的意義を再評価することにある。その際、生殖や人口の管理(特に、バースコントロール)をめぐる政策を検討する。バースコントロールは出産や家族形成に直接的に介入し、「結婚して出産すべき市民とは誰か」を定め、どのような「家族」が望ましいのかを規定してきた。その一方で、バースコントロールには「子どもをいつ、どのように産むのかを決定する権利は女性にある」というフェミニストの主張も含まれる。性と生殖に関する女性の自己決定権は、「女性解放」の基礎ともいえ、現在では「リプロダクティブ・ライツ」として重視されて

いる。つまり女性の「解放」の原点が、女性身体への「介入」ともなうのである。

本研究は、このような両義性をもつバースコントロールの推進が、占領下でいかに行われたのかを明らかにしてきた。すなわち、バースコントロールに注目することは、「女性解放」の原点を探ると同時に、個人の性・生殖への介入を通じてどのような「家族」が理想とされたのかを検証することにつながる。そこで本研究においては、**「女性解放」と性・生殖のコントロールという観点からバースコントロールをめぐる政策を考察し、どのような家族観が前提となっており、改革として結実したのか**を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、バースコントロールを始めとして生殖や人口のコントロールが、占領下でいかに行われたのかを明らかにしてきた。その際、(1)占領期に行われた政策の立案過程を実証的に明らかにするために、日本側および連合軍最高司令官総司令部側の資料の調査・収集、(2)占領軍の政策立案に際し助言を与えるなどの重要な役割をしたアメリカ人に関する資料の調査・収集、(3)日本のバースコントロール運動に影響を与えたアメリカ人運動家等の資料の調査・収集という3つの側面における資料調査および研究を行った。

(1)日本側および連合軍最高司令官総司令部側の資料の調査・収集: 日本側の資料としては、国立公文書館の厚生省公文類聚や国立国会図書館の国会議事録、国立保健医療科学院図書館の国立公衆衛生院関係資料などを中心に資料調査を行った。特に、厚生省や内閣法制局といった日本政府の動きや、国立公衆衛生院の古屋芳雄や館稔などの専門家、さらに谷口弥三郎をはじめ、太田典礼、加藤シヅエ、福田昌子など、バースコントロールを推進し中絶を合法化した優生保護法を提出した議員の思想や活動にも注目して、その家族観を明らかにした。

一方、占領軍側の資料としては、国立国会図書館憲政資料室「総司令部覚書」やGHQ/SCAP (General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers)文書(主に「公衆衛生福祉局文書(Public Welfare Section Papers)」)を中心に資料収集する。この過程のなかで、バースコントロールをめぐる政策や改革に関する日米間の議論に詳細な検討を加えた。

(2)占領軍の政策立案に重要な役割をしたアメリカ人に関する資料の調査・収集: 占領軍の人口問題コンサルタントであったWarren Thomposonは、日本の人口問題の解決にむけて、戦後に厚生省が実行することになる改革案を、占領にさきがけて提案している

が、現在のところ、Thompson 文書の所在は明らかになっていない。そこで、Thompson のもとで人口問題を学んだ Frank Notestein の個人文書を米国ニュージャージー州にあるプリンストン大学マッド図書館(Mudd Library)にて調査・収集した。本文書には、のちに日本の人口問題二関する著作を多数出版する Irene B. Taeuber の文書も含まれており、占領軍に助言を与えたアメリカ人人口学者たちの思想の一端を明らかにすることができた。

また、占領軍の公衆衛生福祉局(Public Health and Welfare Section, PHW)の局長をつとめた Crawford F. Sams の個人文書を、米国カリフォルニア州にあるスタンフォード大学フーパー研究所文書館(Hoover Institute)にて調査・収集した。さらに同文書館には、天然資源局(Natural Resources Section, NRS)の局長をつとめた Hubert Gregory Schenck の個人文書も所蔵されており、人口問題は公衆衛生/福祉の分野だけでなく、天然資源の欠乏という日本の状況に照らしても問題視されていたことが明らかになった。とくに占領後期に占領軍の天然資源問題のコンサルタント、Edward A. Ackerman が NRS に提出した報告書において、天然資源の不足という側面からバースコントロールの必要性を指摘したことで占領軍が強烈な非難を受けるなどの論争が詳細に明らかになった。

(3)日本のバースコントロール運動に影響を与えたアメリカ人運動家等の資料を調査・収集: 占領軍スタッフとして直接的に日本の統治に関わったわけではないが、日本のバースコントロール政策に大きな影響を与えたアメリカ人運動家には、さまざまなアクターが関わっている。なかでも本研究が注目するのは、Margaret Sanger と Clarence James Gamble である。両者はともに、占領期に来日を試みたものの、最高司令官の Douglas MacArthur によって拒否されているが、どちらも占領下日本のバースコントロール運動に対して資金援助を行うなど重要な役割を果たしている。そこで、米国マサチューセッツ州にあるスミス大学図書館所蔵のサンガー文書(Papers of Margaret Sanger)および、同じくマサチューセッツ州にあるハーヴァード大学 Countway Library 所蔵のギャンブル文書(Clarence J. Gamble Papers)を調査・収集した。このほかに、ハーヴァード大学の Schlesinger Library 所蔵の Family Planning Oral History Project のインタビュー群を調査し、日本のバースコントロール運動との関係を探った。特に、優生学的な発想を組み込みながらもあくまで女性の自立のためのバースコントロールを推進しフェミニストの主張をしたサンガーと、福祉費削減のために「不適者」の出生率の高さを改める必要があるとの認識でバースコントロー

ル運動に心血を注いだギャンブルの二者を対照しながら検討することで、占領下のバースコントロール政策の特徴を明らかにした。

また、占領下日本のバースコントロールをめぐる政策を、アメリカ国内におけるバースコントロール運動史との連続性のなかで検討するために、個人だけでなく、アメリカ国内で優生学運動の拠点ともなっていたロックフェラー財団の影響力を実証的に明らかにした。ロックフェラー財団は、占領軍の人口問題コンサルタントとして、プリンストン大学人口調査研究所のノートスタイン(Frank W. Notestein)とトバー(Irene Taeuber)が来日する際に財政援助している。その結果、世界規模の逆淘汰という優生学的な視線から日本の人口増加を問題視したまなざしが明らかになった。

4. 研究成果

本研究は、20世紀初頭から優生学運動の世界的な中心にいたアメリカと、アメリカやナチスドイツなどの優生政策に影響を受けた戦前戦中の日本の流れが占領下で結びついたこと、しかしその一方でナチスドイツの経験を経た戦後では優生政策は「隠された意図」となり、「女性解放」を象徴するバースコントロールとしてあらわれたことを明らかにした。具体的には、(1)アメリカの福祉政策と優生学運動の接合によって「不適者」のリプロダクティブ・ライツが侵害されたこと、(2)アメリカにおける断種/不妊手術の実績を日本に「輸入」したことが、日本の国民優生法(1940年)および優生保護法(1948年)における「優生手術」の規定を設ける重要な契機になったこと、(3)「優生手術」の規定により重大なリプロダクティブ・ライツの侵害が占領下でも見られたが、占領軍はこれを放置したこと、その背景には、(4)占領軍は戦後日本の人口増加を問題視しつつも、バースコントロールを推進することはナチスドイツの優生政策との連想から「大虐殺」との非難を受けかねないため、人口政策については「非干渉」の姿勢を貫いたこと、それが可能となったのは、(5)日本側の主体的な動きとそれをサポートするアメリカ人バースコントロール運動家の働きかけがあったこと、という5点が明らかになった。

(1)アメリカの福祉政策と優生学運動の接合:

アメリカでは20世紀初頭から隆盛した優生学運動の求めたものが、1930年代以降の福祉社会政策のなかで重要視されるようになったこと、そして福祉制度が充実すればするほど、何の目的で誰に産ませないようにするのかという優生学的な視線があからさまになっていったことを明らかにした。例えば、ギャンブルは南部の黒人の出生率を下げるためにバースコントロールを普及する「ニグロ・プロジェクト」を提唱し、州政府にこれ

に参画させることに成功した。そもそもギャンブルがバースコントロール運動に乗り出したのは、大恐慌期に福祉費が急上昇したことに対する懸念がきっかけだった。ギャンブルは、社会福祉制度が、貧しくて教育程度の低い人びとを増殖させてしまうことに脅威を覚え、ニューディールのような一時しのぎの政策ではなく、福祉に依存する人びとをつくり出す根源的な問題、つまりは「不適者」の出生率の高さを改めなければならない、と考えたのである。そして、貧困層にバースコントロールを普及すれば福祉予算が削減されると論じた。つまり、増大する福祉費を節約するために、福祉の対象となる人に対して福祉予備軍を産ませないようにすることが求められたのである。ここからは、「適者」は子どもを持つことが推奨されても、「不適者」は子どもを持つこと自体を抑圧／禁止されるという優生学的な発想が読み取れる。そして、子どもを産むことは、すべての人に与えられる権利ではなく「適者」の独占的な特権となっていった。

(2) アメリカにおける断種／不妊手術の実績と日本の国民優生法(1940年)および優生保護法(1948年)における「優生手術」の規定：政府が直接的に個人の性と生殖をコントロールするものとして、断種／不妊手術がある。日本は、戦前のアメリカ国内で、遺伝すると考えられていた犯罪者や知的障害者などに対して 1899 年から実施されていたヴァセクトミーと呼ばれる手術法を、ハンセン病者に対して導入したことを実証的に明らかにした。この日本国内におけるハンセン病者に対する手術の実績があったからこそ、1940年の国民優生法の「優生手術」が規定されるにいたる。そしてこれが拡大／強化したものが、1948年の優生保護法に規定された。これをみた占領軍スタッフのなかには「ナチ民族理論と実践の再生であるから反対すべきだ」との意見も見られた。しかし占領軍は、優生思想を基盤としたこの法案の基本的な枠組みに触れることなくその方向性を黙認した。一方、日本側は、戦前に遺伝しないハンセン病者への「優生手術」を問題視する見解は見られたものの、戦後にこれを問題化する意見は見られず、むしろ優生思想が当然視されるほどであった。

(3) リプロダクティブ・ライツの侵害と統治者の方針：優生保護法の「優生手術」の規定を越えて、ハンセン病療養所内で強制的な断種手術が行われたことが占領軍に報告されたものの、占領軍はこれを放置した。このような姿勢は、戦前来の日本政府のものと同致していたし、植民地統治者としての日本の方針とも重なっていた。すなわち、20世紀初頭に日本政府がハンセン病の問題に取り組むようになったのは、「文明国」とみなされたいがため、そこで採られた政策は隔離と

断種で、妊娠が判明すると強制的な中絶が行われた。同じ方針が植民地においても行われ、治療には関心が向けられなかった。同じような姿勢は、占領下の日本でも占領軍にもみられたが、PHW が「疾病コントロール」に関心をもつのは、占領政策がスムーズにすすめるためであり、日本人の健康や衛生状況が問題になるのは、それが占領軍スタッフに影響を与える場合に限られていたのである。この日米の統治者に共通して言えることは、感染症などの疾病を制御／管理する必要があるという認識はあっても、その患者にもリプロダクティブ・ライツがあるという認識が欠如していたということだろう。

(4) 占領軍の人口問題への「非干渉」政策：同時に、ナチスドイツの経験を経た第二次世界大戦後には、他国が生殖を直接的にコントロールすることに対する忌避感が生まれ、人口問題そのものに占領軍の関与がないことを示す必要があったことも、日本政府の責任という言い逃れのもと、リプロダクティブ・ライツの侵害を放置したという側面もある。例えば、ロックフェラー財団は、20世紀初頭以降のアメリカにおいて、カーネギー財団と並んで優生学を推進する中心的な機関で、移民や貧困層の人口抑制運動に資金面で貢献していたが、ナチスドイツの「優生政策」によって「優生学」が人気と信望を喪失して以来、それまで行ってきた有色人種や貧困層に対する偏見を覆い隠す必要が生じ、「優生学」から「人口学」へとくら替えしていた。それゆえ、占領軍は、サンガーやギャンブルなどのバースコントロール運動家たちを招へいしようとする動きを制止し、逆に反感を買っている。同じように、占領軍の人口問題コンサルタントのトムソンや天然資源問題コンサルタントのアカーマンが、バースコントロールが必要だとする見解を述べると、これは占領軍の考えではないばかりか、占領軍は人口政策に関心もなければその権限も持っておらず、日本人自身が決定することだとの見解を繰り返し公表している。

(5) 日本側の主体性とアメリカからの資金援助：占領軍は、人口問題を重視していた一方で、バースコントロールの推進が他国に対する介入とみなされてはならないとの考えから、人口のコントロールをあからさまに行うことを避けたが、これが占領下の日本で成功したのは、日本側の主体的な動きとそれを支えるギャンブルやロックフェラー財団などの資金援助があったからである。特に、公衆衛生院の古屋芳雄が貧困層に対して行ったバースコントロールに、ギャンブルが資金援助をおこなったことは重要である。というのも、古屋は、戦前には民族衛生学(優生学)の普及を目指しており、戦後は、貧困層に重点を置いてバースコントロールを普及する

べきだという考えを持つという点で、キャンブルと似た優生思想を持っていたといえる。このような政策は、1955年に東京で行われた国際家族計画連盟の第5回会議によって日本政府にも認められ、その後、政府が主導してバースコントロールをすすめていく流れをつくった。しかし、これは、かつて自国内の「不適者」に向けられていた優生学的なまなざしが、今度は海外へと向けられ、それを日本が自ら率先して行っていくことにつながったとも言えるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7件)

豊田真穂 「戦争の語りと現代若者の戦争観に関する研究(1) 家族と語る戦争」『関西大学人権問題研究室紀要』第71巻 2016年 37-61頁.

豊田真穂 「アメリカ占領下の日本における生殖の管理-優生保護法の不妊手術/断種-」『アメリカ史研究』第36号 2013年 63-82頁 査読有

Maho Toyoda. "Gender and Labour in Korea and Japan: Sexing class." *Asian Studies Review* Vol.37, Issue 2 (2013)pp.396-397. doi:10.1080/10357823.2013.823840

Maho Toyoda. "Information, Re-education and Re-orientation Policies in the US Occupation of Japan" [Review Essay] *Social Science Japan Journal* 2012 doi: 10.1093/ssjj/jyr054 *Social Science Journal of Japan* Vol. 15, No.2 (2012), pp.255-260.

守如子・豊田真穂 2012 「現代の大学生は戦争に関して何を学んできたか-「ジェンダーで読み解く戦争」受講者調査から-」『関西大学人権問題研究室紀要』第63号 2012年 125-144頁.

Maho Toyoda. 2012. "American Fears in Post-war Japan: Motivations behind Suspending and Promoting Birth Control" *Synaesthesia Journal*, Vol.1 No.3 (Summer 2012): pp.91-99

豊田真穂 2011 「歴史認識と歴史教育-記憶の継承と歴史教育の課題」[コメント] 『関西大学人権問題研究室紀要』第62号 2011年8月 93-99頁.

[学会発表](計 7件)

豊田真穂 「ナディア・スルマン事件とリプロダクティブ・ライツ侵害の歴史的系譜」第51回日本アメリカ学会年次大会、早稲田大学、2017年6月4日

豊田真穂 「アメリカ占領下日本におけるセクシュアリティ統制の遺産」日本ア

メリカ史学会 第13回年次大会、明治大学、2016年9月18日.

豊田真穂 「アメリカ占領下の日本における「女性解放」政策と性/生殖の管理」早稲田大学ジェンダー研究所2015年度第1回研究会、早稲田大学、2015年7月26日.

豊田真穂 「誰のためのバースコントロールか-クラレンス・キャンブルの優生思想と戦後日本における生殖/人口の管理」関西アメリカ史研究会、キャンパスプラザ京都、2014年11月9日.

豊田真穂 「アメリカ占領下の日本におけるリプロダクティブ・ライツと人口政策」大阪大学アメリカ研究会(2012年11月21日) 於:大阪大学箕面キャンパス

Maho Toyoda. "State, Sterilization and Reproductive Rights in Japan as the Occupier and the Occupied." Before and After Defeat Workshop, University of Wollongong, Wollongong, Australia, December 3, 2011.

Maho Toyoda. "State, Sterilization and Reproductive Rights during the U.S. Occupation of Japan." *Dialogue Under Occupation* V, Okinawa Christian University, Okinawa, Japan, August 7, 2011. 査読有

[図書](計 5件)

豊田真穂 「戦争と女性」松本悠子編『アメリカ文化事典』丸善出版、2017年、11-9.

豊田真穂 「誰のためのバースコントロールか-クラレンス・キャンブルと戦後日本」落合恵美子/橘木俊詔編著『変革の鍵としてのジェンダー』ミネルヴァ書房、2015年、82-102頁.

Maho Toyoda. "State, Sterilisation and Reproductive Rights in Japan as the Occupier and the Occupied." Christine de Matos and Mark E. Caprio, eds. *Before and After Defeat: Japan as the Occupier and the Occupied*. New York: Palgrave Macmillan, 2015. pp.45-64.

豊田真穂 「日本のウーマンリブと「女からだ」」油井大三郎編『1960年代の米国における社会運動の越境-日本と西欧との比較』彩流社、2012年、214-237頁.

豊田真穂 「メディア活用がもたらす効果」矢口祐人・森茂岳雄・中山京子編『真珠湾を語る-歴史・記憶・教育』東京大学出版会、2011年、211-214頁.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

豊田真穂 (TOYODA, Maho)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号: 20434821